

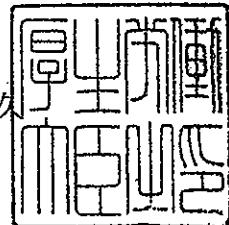
厚生労働省発基安0724第5号

平成27年7月24日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恒久



別紙「林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱」について、
貴会の意見を求める。

林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱

第一 安全衛生管理体制等の充実

一 会員は、新たな作業に入る前に、簡易リスクアセスメント記録書(林業)に基づき、危険性又は有害性等の調査を行うよう努めるものとすること。

二 会員は、熱中症を予防するため、暑さ指数(WBGT値)の活用、休憩設備・休憩時間の確保等に努めるとともに、作業者の熱への順化の状態、水分・塩分の補給状態等の管理及び予防教育の実施に努めるものとすること。

第二 チェーンソーの取扱い作業に係る安全基準の充実

一 チェーンソーによる作業者の振動障害防止のため、一定の振動数を超えることがないよう低振動のチエーンソーを選定する等のチェーンソーの選定基準を定めるとともに、会員は、当該基準に従つてチエーンソーを選定するものとすること。

二 会員は、チェーンソーを取り扱わない日を設けること等により、一週間の振動ばく露時間の平準化を図るものとすること。

三 会員は、チエーンソーを使用する事業場については、振動工具管理責任者を選任するものとすること。

第三 木材伐出機械等による危険防止措置の充実

一 車両系木材伐出機械による危険防止措置

会員は、車両系木材伐出機械について、原木等の飛来等により運転者に危険を及ぼすおそれのある場合は、防護柵等当該危険を防止するための設備を備える等の措置を講じるものとすること。

二 簡易架線集材装置による危険防止措置

会員は、簡易架線集材装置について、当該機械又は原木等に接触することにより、作業者に危険が生ずるおそれがある箇所に作業者を立ち入らせない等の措置を講じるものとすること。

第四 その他の労働災害防止対策の充実

会員は、蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業者には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させるものとすること。

第五 その他

所要の規定の整備を行うこと。

第六 適用期日

この規程の変更は、厚生労働大臣の認可のあつた日から起算して九十日を経過した日から適用するものとすること。

